○自己情報開示の請求方法と公開の方法

自己情報開示の請求ができる方

どなたでも自己情報開示請求ができます。
（未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができます。）

自己情報開示の請求の対象となる村の機関（実施機関）とは

村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

自己情報開示の請求の方法

自己情報開示請求をされる方は、自己情報開示等請求書に住所、氏名、請求する自己情報の内容などの必要事項を記入し、総務課に提出してください。（印鑑、及び運転免許証など本人等の証明に必要な書類が必要です。）また、郵送による請求も可能です。

公開等の決定

原則として、請求のあった日から15日以内に公開等をするか決定して通知します。なお、公開等をすることができないときは、その理由を付して通知します。
＊情報の内容によっては、公開の決定期間を延長することがあります。この場合もその延長について通知します。

公開等の方法

情報の開示等は、通知した日時・場所において、閲覧もしくは写しの交付により実施します。

費用等

情報開示を請求したり、その情報を閲覧するのは、無料です。
情報の写し（コピー）が必要なときや郵送を希望するときは、それぞれ実費を頂きます。

<table>
<tr><th>情報の種類</th><th>区　分</th><th colspan="3">手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">文書・図面</td><td rowspan="2">複写機により複写したもの
（A3版以内）</td><td rowspan="2">1枚につき
（A3版以内）</td><td>白黒　10円</td><td rowspan="4">両面印刷にあっては、片面を1枚とする。</td></tr>
<tr><td>カラー　80円
（A4版は50円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電磁的記録</td><td rowspan="2">用紙に出力したものを複写機により複写したもの
（A3版以内）</td><td rowspan="2">1枚につき
（A3版以内）</td><td>白黒　10円</td></tr>
<tr><td>カラー　80円
（A4版は50円）</td></tr>
</table>

お問合せ先　宜野座村役場総務課　行政係　TEL：098−968−5111